

石福総第2136号

平成29年1月18日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 向田直範様

石狩市長 田岡克介



臨時福祉給付金(経済対策分)支給事務に伴う市民税課税データの利用について(諮問)

臨時福祉給付金支給は、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、暫定的・臨時的措置として支給するものです。

本給付金の給付にあたっては、あらかじめ給付対象リストを作成し、給付対象者に直接申請書を送付するもので、申請者の利便性に配慮し、かつ事務的にも効率的に手続きを進められるものであり、対象者が着実に給付金を得られるようにするために非常に効果的であると考えております。

このことから、本給付事務の実施にあたり、給付対象者を抽出するために市民税課税状況データの利用が必要であるため、課税状況データの目的外利用及び提供に関し、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき、貴審査会に諮問します。

## 記

### 1 個人情報目的外利用の内容

- ①宛名番号
- ②年度(2016)
- ③世帯番号
- ④申告区分
- ⑤扶養者区分
- ⑥扶養者宛名番号
- ⑦市町村民税 均等割額

(保健福祉部福祉総務課・財政部税務課)

平成29年1月18日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範



平成29年1月18日付け石福総第2136号をもって諮問のありました、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事務に伴う市民税課税データの利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。